

第二回 国会
衆議院

商業委員會鈺工業委員會連合審査會議録第二号

昭和二十三年三月三十日(火曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

商業委員

委員長 喜多川治郎君

委員 石神 啓吉君 豊田 貞一君

委員 細川 八十八君 佐竹 新市君

委員 松原 喜之次君 岡野 英吉君

委員 松井 豊吉君 關内 正一君

委員 多田 勇君 伊藤 卯四郎君

委員 大矢 省三君 三浦 松本 七郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

委員 齋藤 徳次郎君 齋藤 義雄 大郎君

○喜多川委員長 これより商業委員會、
鈺工業委員會の連合審査會を開きま
す。
中小企業設置法案について前日に
引續き質疑を継続いたします。生悦住
委員。
○生悦住委員 商工大臣にお尋ねいた
したいと思ひます。中小企業設置法
案については、前提として私は非常に
賛成であります。ところがこの法案の
内容を見ますに、非常に漠然たるも
のであつて、一体この中小企業なる
ものが、各省關係に向つてどれだけの
権限を有するか、そしてこの運営
をどうするかという点については非
常に不明確である。この点について
う少し強力な一昨日も質問が出まし
たが、まったく無力であつて、資金資
材をもたない、ただ単にアドヴァイス
をするというだけであつて、それが自
主的に活動を開始し、それに権限を附
與されておるものではないか、という点
に欠陥があるのではないかと、この点
について商工大臣の御答弁をお願いし
たいと思ひます。
○水谷國務大臣 生悦住さんの御質問
にお答えいたしますが、中小企業と
商工省の各局並びに他省との關係のこ
とであると思ひますが、これは昨日
ある程度局長からお答えしたと思
うのですが、物質の生産配給に關する
直接の仕事は、依然として商工省の各
局、または省にあるのでございまして、
その点は中小企業法ができて何ら変
化はございません。ただ中小企業法は

あくまで中小企業者の立場においてそ
の利益を擁護し、かつその向上に必要
な指導を行うものでありまして、一面
各現局の政策に關與いたしますとも
に、他面ではこれを補うていくとい
う使命があるものでございまして。しか
し實際には不即不離の關係を保つことが
必要でありまして、各局または他省と
中小企業法との間には、兼任制または
連署委員會の方法等を取りまして、そ
の間に食違ひのないようにやつてい
うというのが、このたびの中小企業法
のねらいでございまして。
○生悦住委員 今大臣の御説明を聴い
ておりますと、商工省内の各局におい
て兼任をするとか、あるいはそうし
て委任をするとか、あるいはそれか
どく仰せられますが、私は本質的に、
企業法自体が強力な権限をもつ何かの
方策を講ずべきで、こうした無力なも
のであつてはならない。もう少し強力
いアドヴァイスができるものにすべき
で、單なる世襲代というものであつて
はならない、こう思ひますので、その
所信を聴きたいのであります。
○水谷國務大臣 この法案の中におき
まして、第三條で「中小企業法は、
中小企業に關係ある事項については、
他の行政廳の協力を求めることができ
る」ということになつておりますので、
強力な力を中小企業法が発揮すること
ができるようになつておることは仰
せの通りでございまして。しかしながら
これまで、たとえば商工省の内部とい
ふにしても、あるいは鉱山局、ある

いは科学局、その他ほとんど各省にわた
つて中小企業というものに關連するこ
とはあるものでありまして、從來はそれ
が何らの連絡調整なしに、結局思ひ
いのことをやつておつたことに弊害が
あるものでありまして、それをこのたび
中小企業法によりまして、そういうよ
うな弊害を除いて、総合的な対策をや
つていくという面だけにおきまして
も、非常なプラスになるのではないかと
考えております。せだいまおつしや
いましたようなことで、この中小企業
法の構成を考えていきますと、商工省
の各局は一度ばらばらに全部廃止し
てしまふわけばどうすることもできな
い。そういうことをしますと、極端な
例をもつて言えば、商工省のほとんど
半分くらいの仕事、あるいは見ように
よつてはそれ以上の仕事、中小企業
法にはいつてくるのではないかと、
ような氣がいたします。そういうこと
はただいまの現状ではどうしていきま
せん。ひとまず各現局におけるところ
のばらばらの中小企業対策というもの
を、中小企業法によつて統一調整し
て、そしてその機能を発揮するとい
うところに一つのねらいをもつて生れ
たのが、今度の中小企業法であるとい
うふうに御了承願ひたいと思ひま
す。
○生悦住委員 今の御説明で大体わか
りました。しかし中小企業法というも
のはここにも示してあるように、商工
省の外局であつて、その仕事の性質と
いうものは、全然違つたものであると

了承しております。そこで今までのあ
なたの説明によりますと、どうも具体
性が伴つていない。さらに突進し中
この内容を強化して、ほんとうに中小
企業の發展に資するため、今ここに
盛られた法案の中の條文を讀んでみま
すと、非常に力が強いという感じが
受けないのでありまして、中小企業法
が指導的立場に立つて仕事ができるよ
うに、もう少し強化された法案をつ
つていただきたいのです。いづれ條文
にはいたしましたに、われわれの意見
もさらに申し上げることにして、一應
この質問を打ち切ります。
その次にもう一つお尋ねしたいこと
は、人員の構成であります。この人
員の構成について、大体どれだけの
間をもつて、どういふ組織でやるかと
いうことを、具体的に御説明を願ひた
いと思ひます。
○齋藤政府委員 ただいまの御質問に
お答えをいたします。昨日も御質問が
ございまして、大体機構につきま
して、どういふ機構でやつていくつも
りかというのを申し上げた次第であり
ますが、これに配置する人員につ
いては、明年度の予算に關して一
般官、二級官、三級官、その他部員
、雇員等を合わせまして百三十三人
を予定いたしております。地方商工局の承
続におきましては、二級官、三級官、
部員を合わせまして百三十八人を予定
しておりますので、合計二百七十一人
という予算の上の立て方になつており

たはそれでは中小企業というものはどういふものであるかという建設的の意見を吐かれるのが、国会議員としての任務である。

○松原重吉委員 二、三御質問申し上げたいことがあります。ただいま問題になつておる中小企業の定義の問題であります。これは明確な定義は私に聞かして知らない。ただししかしながらこの法案が出て、實際行政上の活動

を引用するといふこと、たゞ一例を申し上げて、従ひまして一例を申し上げますと、たとえば陶磁器工業というやうなものをとりましても、日本陶器あるいは日本磁子というやうな非常に大きなメーカーがございます。こういうものを直接所管することはございません。しかし陶磁器工業の中には、おのずから中小メーカーが多いわけでございます。こういうものにつきましては、資材の割合は直接はいたさないにいたしましても、その技術の指導なり、あるいは向上というものに対しましては、中小企業を直接所管しておる所管廳が實際にはやつておる。こういう観点に立つてこの面から見ますと、比較的小中小企業の多い業種には比較的多くのタツチしていくことにならうかと考えております。

○松原(喜)委員 次に少しこまかい問題になります。法案を見ますと、技術の点につきまして「試験研究機關の協力を求め」というふうに書いてあります。要綱を見ますと、わが技術面の中核体として働く、というふうに書いてあるのとあります。けれども考えますのは、日本の技術水準を上げるためには、まず一般的な、根本的な問題を取扱つて、研究をやつていかなければならないことが第一であり、その次に具体的な各業種について、その技術の指導向上を考えていかなければならぬ。この二つの面があるものであります。ところが、戦後非常に欠けておるところのもの、その一般的な研究機關でなく、技術の向上指導についての基本となり、技術であると思つております。従つて中小企業廳がこれを所管すると

うことは、非常にむずかしいのでありますから、むしろ既設の研究機関を大いに拡大して、今非常に需要をきわめております研究機関の活動を復活せしめることに意を用いなければならぬと思ふのであります。ただ中小企業関係の技術者というものは、それらの研究成果を常に知っておつて、そしてそれらの研究機関と業者との間を取りもつという程度のことしかできないのじやないか、この点を初めから明らかに考えておいてもらつて、もしできるならば予算等におきましては在来の研究機関に相当の補助を與えるとか、その他いろいろの研究の振興策を講じていただくことに意を用いていただけたらどうかと思ふのであります。

○細井政府委員 中小企業の指導面に対する試験研究機関の運用方針でございますが、これに対しては二通りの運用方針がござると思ふます。それはたとへば要綱にございますように、各企業体の審査制度というふうなものを実行いたします場合に、試験研究機関の有能な方々に参加していただいて、その工場の下部技術その他いろいろな面からの判定にひとつ協力していただく、直接この仕事に参加していただくという方法と、試験研究機関自体でもつて、中小企業機関の相談相手になつていただく。あるいはみずからいろいろ講習会その他の仕事をやつていただくという面もあると思ふます。この対策におきましては両方を私ども併用していきたいと思ふのであります。たとへば試験研究機関の相談相手の機能といたしましては、こういう作業についてはどの研究

研究所のたれそれが非常に権威者であるというふうな、細大漏らさないリストをつくりまして、これを中小企業者に知らせるようになさる。たとえばプレス作業を教えてもらいたいという場合には、どの研究機関のどの先生のところへ行けば一番よく教えてくれるというふうな連絡をやること、中小企業者の一つの役目ではないか。一面先ほど申しましたように、試験研究機関のそういう権威者を企業の審査その他個別の指導、講習会等の直接中小企業者の計画する実際の事業面にはないかと思つておられます。こういう面から極力活用していただきたいというふうに考えておるのであります。関係決定の点と、法律上の協力を求める点とは矛盾するのではなく、両方をねらつておられるというふうに御了解願いたいと思ひます。

○松原委員 次に審査のことです。審査が従来この審査をするに當つては、原単位標準の標準をもつてきてやるといふようなことを聞いておられますが、現在のおが國の中小工業の現状から申しますれば、さうな標準にして理論的な審査をするというふうなことは、実際に今のところあてはまらないのであつて、むしろつと常識的に、そして中小商工業者が受入れられるような標準によつてやらないと、いたずらに束縛と遊離した運営になるのではないかと、この点についてどういふふうに考えておられますか。さらにまたこの審査に合格したならば、それに対して何らかの特典があるのかないのか。法案によりますと、企業者自体が

申出でなければ審査しないということになつておりますが、もしその審査の結果何らの利害関係がないものとするならば、単に指導を受けるというだけのことであるならば、進んで審査を受けようというふうな中小工業者も非常に少ないのではないかと思ふのであります。もとより指導標準等を考えられる点から申して、審査の結果、審査に合格したならば資料、資金等の方面において、特殊な便宜を與えるというふうな考え方もつて審査をなさるのであるかどうか、はたしてそうであるならばどういふふうな標準をもつて審査の合格が不合格かをきめられるのであるか、この点についてひとづつ……

○細井政府委員 審査制度の運用につきましては、その根本方針といたしまして御意見の通りを大体考へておられますが、あまり細目にわたつて専門的な計算によつてやるのではなくて、比較的常識的にこれを判定していきたいというふうに考えております。また原單位計算等につきましても、あるいは原價計算等につきましても、中小企業の面では、理論的な面をあまり強調しない、今後の指導方針といたしましては、なるべく今までの大規模のものでも因る。しかしあまり専門的なものでもただちにやらせるのはむづかしいという点がございますので、簡易な計算方法を大体指導いたしまして、これによつてこの税の關係の算定等の税務上の参考資料としてもいふものが得られよう。企業者としても改善ができるというふうな点をねらつて、あまり高級な指導をしないつもりであります。それから審査の結果どうかということにつきましても、ここにあります通り審査は申請によつて行ふのであります。強制的には行わないというのが指導理念になつております。しかし単なる合格不合格というふうな決定はいたしませんで、この工場はいろいろな面から見て、小さいながらも大体においてバランスがとれておるいい工場であるというふうな判定で、等級をつけるかもしませんが、合格不合格のみをきめないで、この工場はどうか悪い点がある点にいたしてあります。その結果悪い点を直せば、さらに優秀なものになつてくる。合格したものには大体バランスポイントがとれておるというふうなことに、結局合格点までいつたものについて、その工場の内容をそれ、所管の各原單位に連絡いたしまして、資料の割当、あるいは生産制当等に対してこれを優先的にいい工場として取扱つていただく。こういうふうな取扱つていきたいと思ひます。

○松原委員 なお二、三承りたい点があります。次の機会に譲りまして、私の質問は本日はこれだけにしておきます。

○渡部委員 私はごく簡単に商工大臣にお尋ねしたいと思ひます。どの要綱にも政府の考えとして発表されておりますように、中小企業を維持育成しなげればならぬことはよくわかつておりますが、現在の状態では中小企業をある程度まで整備しなければならぬという問題も、相當に重要問題の一つに考へられておると思ふ。中小企業の維持育成という問題と、企業整備の問題とに対する現内閣の根本方針をはつきりと明確に御答弁願ひたい、これだけです。

○水谷國務大臣 ただいまの御質問の点でござりますが、先ほど山本さんのお言葉にもあつたのですが、現在の経済力によりまして、中小企業を振興すると言つても、ある一定の限度がありまして、たとへば輸出振興であるとか、基礎産業の関連部門の中小企業、あるいは生活必需品といふようなものに對して、やはり重点を置いて進まなければ、二兎を追う者は一兎を得ずということにならうかと思ひます。従つてそういうふうな線からはずれたものは、そういう産業に轉換してもらわなければ、ある程度やはり整備の対象になるというところは、私はやむを得ないではないかと思つております。

○渡部委員 それでは重ねてお尋ねいたしますが、基礎産業あるいは重要産業以外のものに対しては、企業整備を断行する意思もあるというふうに承知してよろしいか。

○水谷國務大臣 さきに申しましたように、輸出産業あるいは基礎産業に關連したところの中小企業とかいうもの、そういう重点的に扱う以外のもの、比較的不急不用のものに關連するところの中小企業に対しては、ある程度整備はやむを得ないというふうに御了承願つておきたい。必ずしもそれ以外のものは全部淘汰するという意味ではありません。

○渡部委員 この問題はよほど重要な問題でして、なんと申ししても一方におきましては企業を整備しなければならぬという面が相當に高いのであります。他方におきましては、中小企業を維持育成しなければならぬという声もある。これはごもつともことであります。とかく世間ではそれが誤解を

されておりました。混同するおそれがある。この点は上ほどはつきりしておきまないと、私は將來いろいろ問題が起つてくるのではなからうかと考へる。たとへば一つの例をあげますと、ある事業におきましては、實際において現在の生産能力が國內の需要を満たして、あるいは輸出産業を営みまして、まだそれ以上に生産能力が余つておるのではなからうかというやうな業種も相當あるやうに思われるのであります。しかも御承知の通り企業許可令が撤廃されて後というものは、最近におきまして不健全な工場も相當できておるのではなからうか。これらの業者はこの要綱にも書いてありますやうにいたらずに貴重な資材を浪費しておりまして、満足な品物ができない。これらの工場をそのままに放置することとはたして國家のためにいいのか、それともこの際やはりある程度まで根本的な整備を断行することが妥當かという問題は、相當にこれは研究を要する大問題だらうと思ひます。そこでここに今企業法を設けまして、中小企業を維持育成するといふ趣旨と何か矛盾したやうなことになるはせぬか。それがややとすると世間の誤解を招きまして日本の産業の発展のために、かえつて非常に迷わなければならぬやうな状態に追ひこまれるのではないかと、いふことを懸念するわけでありまして、これは法案に対して賛成とか不賛成とかいふ意味ではないのであります。現実に對しまして政府當局は確固たる信念をもつてそれを行はれると同時に、世間に誤解のないやうに確然と表明していただくことが最も必要だと思ひます。

すので、重ねてお尋ねするわけでありす。

○水谷國勝大蔵 あなたの御質問の趣旨は、私も十分に承れておりまして、あなたのお考えと私の考えとは少しも矛盾しておらないと思ひます。現在の日本の經濟界におきまして、經營の合理化、企業の整備といふものが必要であることは言うまでもないのであります。この点は中小企業であるからといつて、除外例を設ける問題ではないといふやうに御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤（卯）委員 二、三機構上の問題についてお尋ねしたいと思ひます。さつき商工大臣が、中小企業はばらばらであつて、それでは弱体であるから育成、指導するための機構として、このやうものをつくるというやうにとれたのであります。この点私も同感であります。中小企業法の行政の一元化について、その機構上の点ですが、たとへば資金なり資材なり物資といふものを、やはり中小企業法が一元的に把握されて、一切のこうした権限、権能といふものをすべてやらせる。あるいは必要量といふものは中小企業法が計画をされ獲得されて、それらを配分される権限までもたれるのかどうか。このやうな点をひとつお尋ねいたします。

○水谷國勝大蔵 ただいまの伊藤君の御質問は、さつき生活委員から中小企業法と商工省の各局並びに他省との関係にかんして御質問がございました。すなわち中小企業法が一元的に物資なんかを統制するのではなしに、それはあくまでも現局がやることは言うまでもないのでございまして、物資の生産、供給に關する直接の仕事は、依然各現局または各省にあるのでございまして、その点中小企業法ができていとも変化がないといふことは、先にお答えした通りでございまして、それでは困るじやないかといふやうな御質問もあり、また伊藤君の御質問も、もつと強力なものでなくてはならぬのじやないといふ御質問であらうと思ひます。あります。さういふことはなかく、むしろ、一應商工省の各局もばらばらにしなければならぬほど、中小企業といふものの範圍が各局にまたがつておるのでございまして、ただいまのところは、先ほど生活氏に申上げたやうな程度によりまして各現局、各省の關係連絡を緊密にやつていくという方向にもつていくのが正しいのではないかと考へております。

○伊藤（卯）委員 機構上の問題については、なるほど今商工大臣が言われるやうに、永らくの間において役所の劃一主義が非常に動機化をしてしまつておるので、その点を中小企業法をつくることによつて全体の劃一主義といふものの中から中小企業に必要なものをだけとつて一元化するといふ点においては、相當困難な点があるといふこともわれ／＼はわかります。しかしながらその劃一主義をそのまゝにしておいて、中小企業法といふものをくつて單に中小企業の振興指導をする、あるいは中小企業の健康診断をするといふ程度であるならば、それはおそく從來と大した差つたことではないのではなからうか。中小企業者がほんとうに期待をして、そこを中心にして自分らの將來の工業の発展、自分らのよりどころをもつことができればいいのではないかと。たとえば資金なり資材なり物資に、たとへば、中小企業法はあつたけれども、各省各局各課をまわつて歩かなければならぬといふことであるならば、中小企業法の指導權威といふものを期待することはできないと思ひます。が、さういふ点に對しても少し中小企業法が業者から期待されるというところの行政上の権能について、さらに考へべき点があると思ひます。さういふ点について商工大臣は相當お考えになつておるかどうか伺ひたいと思ひます。

○水谷國勝大蔵 ただいまの伊藤委員のお尋ねは、中小企業法に強制力がない、従つて政策の浸透力が非常に弱いので、さういふことはたゞめじやないかといふ重くの御質問であらうと思ひます。さういふことは、中小企業法の技術の向上及び經營の簡單化、すなわちその本質の改善をはかるを目的とする事業といふものは、私は本來は強制すべきものではないと考へております。またいかに強制しても、ただ強制によつて実効をあげることは困難であらうと思ひます。けれど技術指導等の向上といふものは、向上せんとする中小企業者自体の問題でございまして、みづから発するところに適當な指導を與えてこそ効果があるやうに思ひます。このやうな指導の行政におきましては、強制といふことは意味がないのでございまして、中小企業法はあくまでも何人をも納得せしめる、眞に適切な指導を與えることによりまして、中小企業者の向上の意欲を喚起せしめ、その水準引上げの奨励をあげることをわれ／＼は期しておるのでござい

ます。これがためには制度の運用は結局人にあつて、制度にのみあつて、このたび中小企業法の構成に對しましては、右炭局のやうに法制上過半数を民間人で占めなくてはならないといふやうなことはうたつてありませんが、できるだけさういふやうな趣旨に沿つてやつていこうと思つております。この点はさきにどなたが知りませんが、指導と干渉といふやうなことを申されまして、ややもすれば指導が干渉に陥る、さういふやうなことではだめだといふ御注意もあつたのであります。さういふやうな線に沿つて、中小企業といふものを考へてございします。

○伊藤（卯）委員 商工大臣の答弁は、私が業者に対する經營に對して、何か強制的な点を必要としておるかのごとき質問であつたやうに解されての答弁のやうであります。私は先ほどの質問には、業者に對しての經營上に対する指導的な強制といふことは考へておらぬのであります。私が先ほど伺つた点は、各省各局のセクショナリズムといふか、なわ張り主義といふか、さういふものをそのまま存置させて中小企業法をつくつても、中小企業者から期待されるといふことはあり得ないのである、中小企業法が中小企業者から信頼期待されるといふことであるならば、やはりさういふ省內にある各局のセクショナリズムの劃一主義に陥つて、業者の信頼期待のよりどころをそこに求められるやうにしてやる必要があるのではないかと、いふ点を私は質問をしておるのであります。その点は

（381）

ひとつ誤解のないようにしておいてもらいたいと思ひます。この点に對しては、私はまだ商工大臣の答弁では非常な意見が違ふので、割り切れない点がたくさんあるのではありませんけれども、これ以上深く突込んで進めることはやめたと思つておきます。

そこで中小企業を指導するという問題であります。従来はこの業者がそれぞれ団体なり組合なりを皆もつておつたのであります。これは御承知のように今度関係方面との折衝によつて解散をしなければならなくなつて、今日では皆ばらばらになつてしまつておるのであります。そこでこの個々ばらばらになつてゐるものを、一休何十萬数があるのか私よくわからないが、そのばらばらのものをそのままにしておいて、これを診斷し、振興育成するということは容易でないと思ふのですが、やはりこういうものはそれ／＼に業種別とか、何か組織体をつくらして、その組織体を中心にして技術なりあるいは診斷なり、あるいは振興の方法なり指導の方法を講ずる必要があると思ふが、業者のほうに組織の点についてどういふふうにお考えになつておられるか、中小企業の信用というものは、個々ばらばらではあまりに弱くて對象にならぬのであります。やはり業者の信用というものは、そういう組織体をつくらして、組織体を中心にして資格信用というものが出てくるのであります。たとへば資金の問題にしても、資材の問題にしても、あるいは仕事を配分しての能力に應じて仕事をやるにしても、やはりそういう一つの組織体を中心にならなければ思ふようになります。

が、新しい中小企業業者のそういう組織について、一休解散後の業者をどういふふうにあつておられるかを、ひとつ伺いたいと思ひます。

○細井政府委員 たいだいまの御質問は、役所のセクシヨナリズムの打破という根本問題に觸れておられますので、中小企業業者がこれに對してどういふ役割を果すかという点は、その部分的な点におきましてはある程度の力になるかと思ひます。と申しますのは、中小企業業者が各業種にわたりましてその対象となつておる中小企業の技術の指導等にタツチした結果を各現局なり各省に要請いたしましたして、この育成指導してよくなつた工場を活用してあらうというふうな面に働いていくという意識は、ある程度セクシヨナリズムの打破という点に力を現わすのではないかと、このことが期待されるのであります。しかしセクシヨナリズムがいろいろ悪いこと、これは別といたしまして、セクシヨナリズムの打破ということと中小企業業者の責任のごとく考えますと、少し期待し過ぎるんじゃないかと、このことを考える次第でございます。

す信用を受け得る、ということを得る次第でございます。なお一つの組織体をつつてやれば一層効果があるんじゃないかという御意見に對しましては、現在の制度といたしましては協同組合の制度がございまして、またさらに近く企業者団体というものは、法制的な基礎がどういふ形で現われますか、お聞きませんが、新しい理念のもとにできることにならうかと存じます。そういうふうな組織体は、ある程度この活動に對してまた協同組合と期待して得るんじゃないかというところを期待しておる次第でございます。しかしあつた組織体によつて統制的な機能をもつてやるといふことは、職中に降りまして弊を醸成することになるわけでございます。その点組織体の力をあますは、今後におきましてはとり得ないのではないかと、このことを考へておる次第でございます。

○伊藤（即ち委員） 現在のところは業者が一應ばら／＼のようになつておる。従来一つの団体組織というふうなものを解散して、新しい協会とか何とかいうクラブ式のような名前をつけてつらくらうとしておるようでありすが、何かそういう新しい法律によるものが指示されるまでは、現在のような業者の自由な状態に置いておこうというお考えでありますか。そういたしますと、やはりこれを振興指導する上において、非常に困難な点があるのではありませんか。たとえば従来商工会議所などを中心にしてやつておりましたけれども、これら今日では御承知のように、そういうところに深くはいつてやるといふことが、ほとんどできなくなつておるようであります。地方における業者とこの中小企業業者との関係といふものが、もつと何か血の繋がりのやうか、そういう点について中小企業業者は業者とどういふふうにつ結びついてやつていくのだ、しかし個々ばら／＼のものとしておるという容易でないから、このように業種別的にやつていくのだという構想をもつておられるかどうかをひとつ伺いたい。それから先ほどお話が出ておつたようであります。が、地方の府縣内における中小企業業者の組織と言ふか、それと府縣の關係といふものをどういふふうにお考えになつておられるか。あるいは地方商工局とこの府縣との關係といふものをどういふふうにお考えになつておられるのか。たとえばその府縣内においてたくさん中小企業業者がある。あるいはいろいろな組織といふものをつつておる。そういうところから資金なり資材なりの必要量といふものも出てきてくる。そうすると、府縣はそれをまとめて、多分中小企業本體にもつてくるといふやうなこともあるであらうと思ふ。あるいはその場合に地方商工局との關係といふものもまた、いろいろここに複雑微妙なものがつてくると思ふのだが、そういう点に對してどういふふうにお考えをされようとしておられるのか。あるいは府縣における駐在員というか、そういうふうな係官は、単にその工場の健康診斷をする、あるいは振興指導をする、そういう精神的な技術的な面だけを扱つてやるのか。それと資金なり資材というものは、取上げてやらぬのか。そういうふうな關係について少しはつきりした御説明をお願いしたいと思います。

をつておるようであります。地方における業者とこの中小企業業者との關係といふものが、もつと何か血の繋がりのやうか、そういう点について中小企業業者は業者とどういふふうにつ結びついてやつていくのだ、しかし個々ばら／＼のものとしておるという容易でないから、このように業種別的にやつていくのだという構想をもつておられるかどうかをひとつ伺いたい。それから先ほどお話が出ておつたようであります。が、地方の府縣内における中小企業業者の組織と言ふか、それと府縣の關係といふものをどういふふうにお考えになつておられるか。あるいは地方商工局とこの府縣との關係といふものをどういふふうにお考えになつておられるのか。たとえばその府縣内においてたくさん中小企業業者がある。あるいはいろいろな組織といふものをつつておる。そういうところから資金なり資材なりの必要量といふものも出てきてくる。そうすると、府縣はそれをまとめて、多分中小企業本體にもつてくるといふやうなこともあるであらうと思ふ。あるいはその場合に地方商工局との關係といふものもまた、いろいろここに複雑微妙なものがつてくると思ふのだが、そういう点に對してどういふふうにお考えをされようとしておられるのか。あるいは府縣における駐在員というか、そういうふうな係官は、単にその工場の健康診斷をする、あるいは振興指導をする、そういう精神的な技術的な面だけを扱つてやるのか。それと資金なり資材というものは、取上げてやらぬのか。そういうふうな關係について少しはつきりした御説明をお願いしたいと思います。

を願ひたいと思ひます。

○細井政府委員 個々の企業者の扱いをばら／＼にしないで、組織体をつつてやるという問題につきましましては、今日御承知の通り、強占禁止法の關係等もございまして、強力な組織体にある程度とりまとめた仕事をやつていただく、また役所の側におきまして、この組織体を使つていろいろ仕事をやるというところはできなくなりましたので、自然に現在の制度として認められております協同組合の制度をできるだけ利用するやうにならうかと考へるのであります。協同組合の制度は、元來これも強制的なものでありません。またある地域のある業種の業者を全部網羅するといふものではございません。が、今日の中小企業業者の形態から申しまして、数は別といたしまして、ある程度大部分を何らかの形で包摂するやうな団体に發展していくのじゃないか。その意味におきまして、協同組合の制度は、相当組織体としての活動もできるというやうなことを期待しておる次第でございます。指導育成いたします面から申しますと、こういう協同組合があるということは、ある程度のまとまつた的があるというところで、非常に指導しやすくなるというところが期待できるのではないかと存じます。それからまた一面、新しい意味の事業者団体、あるいは商工会議所等につきましまして、強占禁止の建前からは強力な統制的な仕事は除去されておりますけれども、指導的な面におきましては相當の活動が期待されるのではないかと、このように考へておる次第でございます。まして、これらの協力も私どもは期待している次第であります。

それから府縣と商工局あるいは本省の中小企業と関係がきつましては、先ほど御質問がございまして一應お答えしたいのでございしますが、実務は府縣を中心にやっております。このがごとく私ども信じております。これは多年の間府縣は相當の経験と人員とをわけて、管内の中小企業の育成には努力しておるわけでございまして、最近には資材の割当というよりな仕事はもつておらないにいたしまして、相當の指導力をもつておるといふふうに考えられますし、また指導することに対しては、各府縣の知事以下相當の熱意をもつておられるということが見受けられますので、これらの全面的活動によつてやつていただくというところが一番効果をあげるのにいいのではないかと。地方の商工局におきましては、各府縣の具体的な仕事がいよいよいよいよ手をつたつておる。あるいは資材の割当をやつておる。その面から見ていこうとすると、よく把握しておるといふ面から、府縣のそういう仕事に力を貸してやるといふようなこともつていつたらないではないか。従いまして、府縣にありまする商工局の出張所のごときも、その所員をあげて府縣の指導の仕事に参加させるということが望ましいのではないかと。また審査の結果、あるいは指導の結果によりまして、優秀な工場がだん／＼できてまいりますれば、商工局なりその出張所は、資材の割当の面においてそれを取入れて措置していくこともできるのではないかと考えております。この中小企業の指導というものは、單なる割当あるいは精神的な心構えのひびつばつて行き方ではなくて、技術面の指導でございまして、その実益は非常に大きなものがあると考えられます。しかしこの仕事は非常に困難な仕事でございまして、關係の向きが協力して、相當の期間熱心に勉めずにはいけません。なればでき上らないといふことも覚悟をいたしておる次第でございまして、〇伊藤卿委員 どうも自分の働き方が悪いのか私にはよくわからないので、とにかく説明を聞いておきたい。と、とにかく物の面にはなるべく触れないようにして、あくまで精神的な技術的な振興指導に重点を置かれておる。中央地方を問わず、資金なり物資なりという物の面には触れない、直接責任をもつてはいたらないといふお考えであるかどうか。この点は中小企業を振興指導する上に、再建してさらに中小企業として今後の平和産業として発展させる上に、非常に重要であると思つておられます。もちろんそれと、工場の診断をして、技術的に高い水準にまでつていくという事も非常に必要であるけれども、しかし今日一番困つておられるのは、何と言つてもやはり資金と資材というやうな物がなないために、ほとんど手をあげてしまつておる。だからこのやうな物の問題をこの数多い業者が一々中央、地方等に出かけて行つて陳情しなければならぬ。しかしながらそれも中央、地方においても企業關係の当局において一元的に受けて取扱つてもらえない。物の問題になれば、旧來からあるところの機關に一々陳情して獲得しなければならぬといふことになつてくると、地方においてはほとんど商工局が握つておるのであつて、そこに陳情しなければならぬ。さらにまた中央に出てくれば、商工省のそれ／＼の局、課に陳情しなければならぬ。あるいは他の各省各局に陳情しなければならぬといふことになつてくると、實際問題として中小企業を今後盛んにしてやうといふことは、なかなか容易でないのじやないかと思ふ。精神的な面だけを中小企業に取上げてやられんとするの、物の問題について中央、地方を通じて相談相手になられるといふやうな一元化について相當の計画をもたしてやらねとすのか。この点をもつと明確に御答願したい。

〇細井政府委員 物の面につきましては、しばしば各委員から御質問がございまして、大臣からもお答えがございまして、大體通りであります。中小企業は必ずしも物をもちて興えるという指導はいたさない建前にはいたしております。これは反面から申しまして、物を持たない仕事をやらせようといふことは、非常にやりにくいといふやうな点もございまして、しかし重要資材の問題の扱い方につきましては、特に中小企業の方はこれだけ、その他のものについてはこれだけといふやうなわけ方で計画することは、非常に困難であるのみならず、實際にそういうことをいたしたとしても、業種別にこれを扱います場合、非常に適合性を欠くといふ点がございまして、物の面は特に中小企業は直接はもたないといふ建前にいたした次第でございまして、しかしながら物の面につきましても、中小企業は活動によりまして、逐次向上いたしました中小工場の興隆を、物をわけける官廳に十分に徹底させまして、そして、物をわけけるにつきていよいよよくも優秀な工場をオミットすることのなによりに扱われるといふ大きな仕事も側面からあるのではないかと。これは何も持たなくても、中小企業はこれだけの調査をし、業者の方でも相談の上、これだけ扱つてくれという要望をいたすことによりまして、効果をあげることができるとはではないかといふことを信じておる次第でございまして、また物の面は直接もたないとしても、中小企業振興の任務は、決して單なる精神的な指導でなく、技術の指導、経営の指導といふそのこと自体が具体的な仕事でございまして、これは非常に大きな仕事であると考えております。

〇伊藤卿委員 他の委員からも相當の質問については御意見があると思ひますので、これで私の質問は一應打ち切つておきたいと思ひます。どうも今までの政府側の答弁では、中小企業振興の努力といふか、そういう点に對して私ははなはだ納得がいかない。今政府委員から答弁された程度のものであれば、中小企業といふ業々しいものには考えられない。経営と技術の指導だけならば一局の仕事にすぎない。少くとも中小企業といふ銘を打つて設置する以上は、中小企業に關する限り商工大臣も言われておつたやうに、行政の一元化をはかつていく。その一元化された行政力をもち、各省、各局等にまたがるセクショナルリズムといふものを、中小企業を盛にするために、これらを一元化した力をもつていく。行政の面においてやういふ一元化をやつていくとともに、物の面においてもできる限り行政と並行して、中小企業が一元化して取上げて、直接の業者あるいは府縣に駐在するところの駐在員を中心にして期待されるやうにやつていく。そういう技術、経営の指導と併せてその裏づけとして、直接必要な物といふものも行政と並行してつていく。こゝに極限をもちたいならば、單に商工省に一つの廳が充てたというほかに、あまり期待されない結果になるのじやないか。從來からとかくいろ／＼な廳その他ができて、初めに期待されたこともあとからその期待がされないといふことは、結局古い省に一つ新しい廳ができて、やういふセクショナルリズムといふか、やういふなわ張りがあるやうなやうな以上は、その廳を中心にして行政が一元化されていく。あるいは物の面、あるいは技術の面、あるいは指導の面も一元化されていく。そして複雑なる従来の行政機構といふものを、やういふ一つの新しい機構によつて漸次その時代に即應して、國際情勢においても、この企業の上においても、あるいは製品の上においても、あるいは市場進出の上においても、やういふ時代に即應して指導していくといふことにならなければ、古い官廳の役人の機構の中に、依然として一つ種々なやうなものもあつていく。やういふ点に對して少くとも中小企業を十分商工大臣がお考えの上で、今後中小企業振興の設置をされ、あるいは行政を一元化され、あるいは機構、権限、運営等の上に十分ひとつ留意をしてもいいと思ふのであります。なおま

だ意見がありますけれども、これはい
ずれあとで意見等を陳明する場合には申
し上げることにして、私の質問は以上
で打ち切っておきます。

○前田(正)委員 私がこれから質問し
ようとするのは、ただいまの伊藤委員
の意見とまったく同感でありまして、
先ほど来たいい／＼とそういうお話を
を聞いておるのですが、私自身も
まだに了解することはできません。
ここではなほは重複するようになりま
すけれども、あらためて同じような点
につきまして質問させていただきます
と思っております。まず第一の問題とし
て、中小企業の定義について、先ほど来
いろいろの御意見があつたようであり
ますが、この法案を見てみますと、中
小企業者はこの範圍に向つて提出をしな
ければならぬとか、あるいは應が中小
企業者に対していろいろ／＼行うことがあ
るようでありますが、その場合にどう
いう範圍、どういふものが含まれるか
というところが、ある程度わかつていな
ければならず、またそういうものを規
定する上は、実務委員会とかいつたも
のがなければ、実務問題として困るの
ではないか、業者の方も困るし、また企
業自身も困るし、自分らはこの範圍に
關係あるかどうかということすらわか
らない、そういう問題が實際問題とし
て運用上出てくるのではないかと、思
ひますが、これに対してはどうお考
えになるか聞きたいと思ひます。

○水谷國務大臣 前田さんの重ねての
御質問でございますが、中小企業はど
ういふものであるか、その範圍という
のは昨日来また本日、局長等からお答
えした通りであります。大体戦争時分
百人以下程度の従業員のところは中小

企業と言つておつたのですが、この
たひの場合においては例外を除いて、
原則としては大体従業員の数からい
え、その程度が界になるのではないか、
このように考えております。その他昨
日あるいはきよう局長がお答えいたし
ましたようなことを考えていただきま
すならば、大体常識的に中小企業の分
野がわかつてくるのじやないかと考
へております。

○前田(正)委員 今のお話で大体の目
安はつきりましたが、しかしながら今
お話のように例外があります。私ども
から見てもそういう目安は従来の
常識で結構だと思つておりますが、し
かしその中に経営の未熟であるとか、
その他いろいろの点で十分なものに對
しては、多少大きなものでありまして
も、あるいは製品品質が悪い、こ
ういふところに対しては、従業員に對し
て指導しなければならぬ。そういうも
のを出てくると思ひますので、そうい
つた例外と思つたところに対しては、
これは中小企業に屬するのだとい
う指定をする意思があるか、その点
についてお伺ひしたい。

○水谷國務大臣 たとえば百人以上の
企業に對して、こちらからお前の方は
中小企業に屬するのだといふ、あいに
指定するのは、この法案の性質からい
へば、思ひます。御案内のように、こ
の法案は資金を受ける場合において
も、皆それ／＼業者の注文によつてや
るのであります。むしろこちらが
受身と申しますか、こちらからがむ
しやに強制的にやつていくというよ
うな性格のものでございせんので、
もし百人以上の企業においても、自分
が中小企業であると思つて、いろ／

／＼の
ことを御相談に來られたり、あるいは
その他の要件で來られた場合におき
ましては、実情に即してやつていき
たい、こういうような建前で行きたい
と思つております。

○前田(正)委員 ただいまの御説明で
は、はなはだ腹が点があるものであり
ます。これはやはり中小企業者を代表
するといふふうな中小企業者の建前も
あるわけでありまして、もう少し明
確にする必要があるばかりでなしに、
實際の業務をやる場合において、企業
の方においても、また中小企業者目
身においても設備、技術、あるいは診
断を受けるとか、あるいは事業の阻害
を受けたときの報告をするとか、いろ
いろ明確な範圍が出てなると困ると思
ひますので、できましてならば、一應
こうしたものについて民間の委員会
で設けるなり、あるいは何か設けて、
どこに屬するか、どういふものを對象
とするか、その對象から明らかにし
て、この法案の中に入れる必要がある
のじやないかと思ひます。

○細井政府委員 中小企業の範圍は
いろいろ問題もございしますが、中小企業
の取扱ひの對象となりまする業種な
り、あるいはその範圍といふものは、
仕事を進めてまいりますとおのずか
ら明確になつてくるわけでございますし
て、大体今日予想しているものにつ
いては、先ほど申した通り、同じ御審
査といつても、大メーカーもあれば中小
のものもある。しかしある業種には比較
的小企業が多いものもあり、ある
は大メーカーが多いものもございま
す。たとえば機械工業のようなものは
大企業もあれば、中小企業もあり、メ
カニクスのようなものはおそろく大部分

が中小にはいるのじやないか。陶磁器で
もそうでありまして、しかし私どもで
しあたり想定しております中小企業
の技術の對象とした業種が多いと思
ひます。これは、機械局関係で、機械
器具関係の仕事においては、器具と
か、のこぎり関係、作業用具、ヤサリ
のようなもの、これは大体中小企業形
態が多いのであります。電気通信機械
局関係では、電気通信機械の部品のメ
カニクスは中小業者が多いといふよう
に私も想定いたしております。鉄山局
関係では、メッキ、金網、その他鉄鋼等
第三次製品関係の業者は大体中小企業
者が多いのであります。また化学局関
係では先ほど申し上げましたように、陶
磁器関係、ガラス製品関係、磁器鉄器
の関係、合成樹脂の関係といふような
ものが例示的にあげられます。その他
スレート、顔料関係等もはいると思
ひます。機械局関係では、各種の機械
品、その中でも相当中小企業形態のも
のがあつて思ひます。その他繊維製
品の布用、ハンカチ、タオル、ある
いは襪、縫製といふような二次製品関係
は、比較的小企業形態が多いのではない
かと存じます。その他生活物資局所管
の關係では、マッチ、各種の金属器具、
あるいは玩具、セルロイド、ボタン、
その他いろいろありますが、大体そう
いふもので、どういふ業種は比較的中
小企業形態が多いだらうか、その中の
どの範圍のものが比較的早く指導を要
するかといふことが、作業を進めてま
いりますと自然固まつてくると思ひま
す。たとへば、機械工業と中小企業とはど
うかといふことをあまり固一的にきめ
ては、私はかえつて仕事のじやまにな

るといふふうな考へておる次第であり
ます。

○前田(正)委員 範圍を固一的にきめ
ることははなはだ私どもも不適当だ
と思つております。しかしながらその場
合の範圍を、企業者の役人がそのとき
の自分の考へと都合によつて勝手にき
めていくといふやうな方であつては、
業者においても、また本來中小企
業者の立場を代表してもらうところの
われ／＼の機關であるといふ意味にお
いても、一官吏の判断によつてそのと
きときによつて融通性をもつていく
といふ考へ方はおもしろくないと思
ひます。なるほど私どもから見ても、
品質の向上であるとか、経営の合理化
であるとか、日本の今後の産業の發展
の上においても、大いに私は融通性を
もたせて、ここに一定の限度をもつて
きめておくことの必要は絶対にない
と思つております。しかしながらそれ
を一々企業者の官吏が勝手にきめらる
べきではないと、私はこう思ふので
あります。この辺は私はやはり民間
の意見、各方面の綜合した意見の集
つた範圍の委員会、そういうものを設
けるべきではないかと私は思ふのであ
ります。この法案については、いろ／

／＼と
私自身も修正しなければならぬところ
もあつたので、詳しいことはそのと
きにあらためて一度申し上げること
にいたします。

その次にお聞きしたいことは、中小
企業対策の範圍に「自由公正な競
争經濟下において中小企業の健全な發
達を図ることが我國經濟再建の眞の基
盤なることを固く信ずるが故に」と書
いてあります。こういう建前からわれ
われが見ていきますと、新しい企業が

が中小にはいるのじやないか。陶磁器で
もそうでありまして、しかし私どもで
しあたり想定しております中小企業
の技術の對象とした業種が多いと思
ひます。これは、機械局関係で、機械
器具関係の仕事においては、器具と
か、のこぎり関係、作業用具、ヤサリ
のようなもの、これは大体中小企業形
態が多いのであります。電気通信機械
局関係では、電気通信機械の部品のメ
カニクスは中小業者が多いといふよう
に私も想定いたしております。鉄山局
関係では、メッキ、金網、その他鉄鋼等
第三次製品関係の業者は大体中小企業
者が多いのであります。また化学局関
係では先ほど申し上げましたように、陶
磁器関係、ガラス製品関係、磁器鉄器
の関係、合成樹脂の関係といふような
ものが例示的にあげられます。その他
スレート、顔料関係等もはいると思
ひます。機械局関係では、各種の機械
品、その中でも相当中小企業形態のも
のがあつて思ひます。その他繊維製
品の布用、ハンカチ、タオル、ある
いは襪、縫製といふような二次製品関係
は、比較的小企業形態が多いのではない
かと存じます。その他生活物資局所管
の關係では、マッチ、各種の金属器具、
あるいは玩具、セルロイド、ボタン、
その他いろいろありますが、大体そう
いふもので、どういふ業種は比較的中
小企業形態が多いだらうか、その中の
どの範圍のものが比較的早く指導を要
するかといふことが、作業を進めてま
いりますと自然固まつてくると思ひま
す。たとへば、機械工業と中小企業とはど
うかといふことをあまり固一的にきめ
ては、私はかえつて仕事のじやまにな

るといふふうな考へておる次第であり
ます。

○前田(正)委員 範圍を固一的にきめ
ることははなはだ私どもも不適当だ
と思つております。しかしながらその場
合の範圍を、企業者の役人がそのとき
の自分の考へと都合によつて勝手にき
めていくといふやうな方であつては、
業者においても、また本來中小企
業者の立場を代表してもらうところの
われ／＼の機關であるといふ意味にお
いても、一官吏の判断によつてそのと
きときによつて融通性をもつていく
といふ考へ方はおもしろくないと思
ひます。なるほど私どもから見ても、
品質の向上であるとか、経営の合理化
であるとか、日本の今後の産業の發展
の上においても、大いに私は融通性を
もたせて、ここに一定の限度をもつて
きめておくことの必要は絶対にない
と思つております。しかしながらそれ
を一々企業者の官吏が勝手にきめらる
べきではないと、私はこう思ふので
あります。この法案については、いろ／

／＼と
私自身も修正しなければならぬところ
もあつたので、詳しいことはそのと
きにあらためて一度申し上げること
にいたします。

その次にお聞きしたいことは、中小
企業対策の範圍に「自由公正な競
争經濟下において中小企業の健全な發
達を図ることが我國經濟再建の眞の基
盤なることを固く信ずるが故に」と書
いてあります。こういう建前からわれ
われが見ていきますと、新しい企業が

が中小にはいるのじやないか。陶磁器で
もそうでありまして、しかし私どもで
しあたり想定しております中小企業
の技術の對象とした業種が多いと思
ひます。これは、機械局関係で、機械
器具関係の仕事においては、器具と
か、のこぎり関係、作業用具、ヤサリ
のようなもの、これは大体中小企業形
態が多いのであります。電気通信機械
局関係では、電気通信機械の部品のメ
カニクスは中小業者が多いといふよう
に私も想定いたしております。鉄山局
関係では、メッキ、金網、その他鉄鋼等
第三次製品関係の業者は大体中小企業
者が多いのであります。また化学局関
係では先ほど申し上げましたように、陶
磁器関係、ガラス製品関係、磁器鉄器
の関係、合成樹脂の関係といふような
ものが例示的にあげられます。その他
スレート、顔料関係等もはいると思
ひます。機械局関係では、各種の機械
品、その中でも相当中小企業形態のも
のがあつて思ひます。その他繊維製
品の布用、ハンカチ、タオル、ある
いは襪、縫製といふような二次製品関係
は、比較的小企業形態が多いのではない
かと存じます。その他生活物資局所管
の關係では、マッチ、各種の金属器具、
あるいは玩具、セルロイド、ボタン、
その他いろいろありますが、大体そう
いふもので、どういふ業種は比較的中
小企業形態が多いだらうか、その中の
どの範圍のものが比較的早く指導を要
するかといふことが、作業を進めてま
いりますと自然固まつてくると思ひま
す。たとへば、機械工業と中小企業とはど
うかといふことをあまり固一的にきめ
ては、私はかえつて仕事のじやまにな

い違いが出てくるのではないかと、思ふのでありまして、この点につきましてはさらに一つこんどおつても同じことでありまして、また後で私の修正の考えを述べる時にお話することにします。

次に私のお伺いしたいことは、この中小企業の経営状況の調査及び診断等に基いて必要な指示をすることができるといふように書いてあります。また中小企業者の申請に基づく必要とする調査であります。かような何れでもかんでも業者から申請したからやるといふようなお考えのもとにこの法案ができておるようでありまして、それならば先ほど調査委員会からお話がありましたように、現在の企業者の企業権、われ／＼が平等にもつておる企業権に対しては、企業整備を行おうとしておる。それなのに現存するところの企業、その企業をさらによくしていこう、皆さんで指導していこう、こう思つておるのに、企業に対して申請しなければ手を加えることができない、こういうようなことではまるきり精神が相反しておるように思いますが、いかがでしょうか。

○細井政府委員 先ほど大田君からのお答えがございましたように、中小企業の指導面はあくまで強制的に行うべきものではない、ということを確信いたしております。戦争中はかなり強権をもつて、あるいは法的バックをもつて企業整備あるいは企業の閉止合同等を強制したこともございましたが、今後の日本の産業再建におきましては、そういうような強権をもつて臨んでいくということは許されないものでありまして、どこまでも民主的に業者の

自発的な面によつてやつていく必要があるかと思ひます。ただ先ほど大田君が話した通り、この資料の有効活用といふような面から、重要産業、あるいは生活必需品、あるいは輸出産業その他重要産業に關連のある産業につきましましては、特に專断的に扱ひ、現下の状況において不測不急の産業につきましましては、なるべくそれは重点的に扱ひたいといふようなことになりま

す結果、おのずから企業整備と同じような結果を招来するのでございまして、その点はあくまで強制的に強権をもつて臨むのではなくして、自然に技術の悪いものから落ちていく。あるいはその製品が不急なものだからやむを得ずそれはしばらくやめていた、というふうな、自然的な結果に陥るといふことが望ましいのでありまして、私どもはあくまで強制的な考えをもつて、この審査制度等も適用していきたいといふふうには考えていないのでございまして。

○前田(正)委員 今のお話のように、強制的にやらないといふことについて、私どもも大体自由競争のもとでやるといふことですから、当然だと思ひます。しかしながら今申しましたように、資料が足りないといふ当分の一定のわくをもつていられるわけですから、そのもとにおいて企業整備をやらなければならぬ、これは先ほど大田君のお話の通りであります。その対象といたしましては技術が悪いといふようなこともお話の通りでありまして、そういうふうになりま

企業者の立場ではないかと私は考えますが、その点についてどうですか。ただ申請に基いてやつていくといふようなことでは、ほんとうの中小企業者の代表であるといふふうには言れないと思ひますが、いかがでしょうか。

○細井政府委員 この申請によつてやるといふことは、いかに業者も建前につきましましては、いかに業者も自分で自分の申請を受けたくなければ勝手なことをしてよいといふふうにとられますが、申請の結果悪い点を直してもらえる。あるいは申請の結果よいと判断してもらつたものに対しては、その資料の面、資金の面等において優先的にできるだけの扱いをしていただくといふような効果をまつておられますので、相当この申請は任意にはできておられますけれども、ある程度度範囲に行われるのではないかと、このことを期待しておる次第であります。それからまた技術の劣弱なものに對しましては、お説の通りこれをどうが悪いといふことを見てやりまして、できるだけこれをひびつていくといふことは、中小企業者のもつて役目でございますけれども、どうしてやつてこれぬといふようなものにつきま

しては、ある程度それは他の産業に轉換等を奨励するもの、これまた一つの方法ではないか。どうしても力のないものを無理にひびつていくといふことも困難な場合もあるかと存じます。しかしながら素質のあるものにつきましましては、できるだけこれを指導いたしまして、技術を向上させたいといふことをだん／＼とやつてまいりまして、おそれくは各資料の面におきまして年々進歩に従つてだん／＼と増進され、輸出も振興していくといふこと

は期待しておりますので、技術が向上するものが多くなりまして、それらがやつていくといふように、事態はだん／＼と好轉していくものといふことをわれ／＼は、期待しておりますのでございまして。

○前田(正)委員 今のお話はなるほど、もつともなところがありますけれども、そういうふうな考えをもつておるなら、これを申請に基きといふように向うから出てくるのを待たないで、どうしてこちらから出ていくような積極的な施策を法案の中にもりこむことができないか。なぜそういうような中小企業に對して、積極的に指導するといふ意思をもちこむことができないか。そういうことは企業者として本質的にどこに反するの。こういう点についてお聞きしたいと思ひます。

○細井政府委員 実は私も強制的と申しますか、こういう申請によつてやるというのではなくて、建前上こういうことをやるというようにいたしまして、結果は同じことだと考えておる次第であります。この対策要綱におきましては、やはり建前上いたしましては申請によつてやる。あくまで強制的によつてやるのではない、新しい思想を取り入れたのにすぎないのでございまして。御了解をお願いしたいと思ひます。

があるといふときには、なるほど申請も非常に出てくるかもしれませぬ。あるいはまた輸出がだん／＼振興されるといふときには、そういう企業者欲に燃えてやるかもしれませぬが、現在のよりある程度強硬主義といふものが資金、資料に織り込まれており、最近大分やま／＼と皆さのお考えで能率主義、能力主義に企業の中を浸透していこうとしておられますけれども、未だに資金、資料等の配給におきましても、實業主義は相當重んぜられておる。こういうときには、企業者自身が自分自身の旺盛なる企業者欲に燃えてそれを申請して、その経営の中を浸透していこうといふような氣持はまず出てこないのが多いのじやないか。實際問題として経験をもちばそういうことは當然わかつてくると思ひます。

それからその次の問題であります。中小企業者を拘束しないといふことは、これまた今のお話のような、強制しないといふお考えであるやうであります。しかしながらこれからのいろいろな問題をこの戦後の日本の再建のためにやつていかなければならぬといふときには、今申しましたやうな企業自身においても企業整備をさせなければならぬ。こういうやうな日本自身の整理過程にあるときに、これを拘束しないといふやうなことでありま

したならば、これはやんでむだに終ります。私も自分でやりました経験から見ましても、いくらよい意見を述べても、その幹部あるいはその従業員においてやる意思がないといふことであつたならば、それは何ら意味がない。ここに欠点があるとわかつておつてもどうにもできない。日本の生産の

ためにこの企業をよくしてやらなければならぬ、輸出の振興のためにこの会社を何とか助けてやらなければならぬと思つておつても、これを拘束しない、向うもやる意思がない、そういうことで置いておかれたら、これは何ら意味がないことでありまして、中小企業に何ら意味がないことになつてきます。こういう診断といふことをもし取上げてやる以上は、ある程度拘束するといふものにしなければならぬ。それくらいの権限をもたないでやつてみたところで、何ら意味がないと思ひます。殊にこの問題は業者自身に対して拘束するためでなしに、そのやりましてこと自身が政府各官に對してせむと拘束する、あるいはそれに對してせむとも強制的に協力する。たとえは輸送が足りなければ、鉄道省は必ずその診断の結果に對しては全面的に協力して、輸送をまわしていく。あるいは資金、資材の配給方法がいづゆる実業主義で、能率主義でない。せつかく能率を改善したものが、資金、資材の配給がその能率について伴つてこない。あるいはまたいろいろな障壁があるといふようなことは、殊にこれは政府側の欠点も多分にある。相當むだな書類を出すとか、あるいはむだな手続をするとか、いろいろな欠点があると思ひます。そういうものが政府自身においてある程度強制的に行われたい。こういうものであつては、業者に対しては拘束しないで、政府自身に對してそれが権利がないといふものであるならば、この診断といふものはただペーパー・プランであります。私はそういうふうなあいまいな診断はほんとうの

診断ではないと思ひます。これは先ほど石炭について北海道あるいは九州において行われましたことについて、その成績は相當よく上つて増進になつたといふふうに私は聞いて、はなはだ喜んでおる次第であります。しかしそれは相當の力があつて、また各省の権威の方が行かれ、またさらに關係がこの協力を願つたといふふうについております。そのくらいの力のあるものでなければ、中小企業の診断をして指導していくといふ値打はないと思つておりますが、その根本問題についていかにお考えになりますか、御説明願ひたいと思ひます。

○細井政府委員 いろいろ御意見もござりますが、私も最初これを立案いたしましたときには、検定制度に類するやうな方法も考案したこともござりますが、やはり何と申しましても中小企業の指導は、どこまでも監督行政でなく、助長行政で、一歩でもよくしてやるといふことが任務であるといひます。と、あまり強制的にものをやらせるといふのではなくて、自発的なところの不足を補うといふところが一番大事ではないかといふふうに御念ひいたしました次第であります。

○前田(正)委員 今のお話の点は調査指導のときの話であつて、少くとも診断をやるという以上は、それに對して相當工場の中におきましても、手間はかかるし日数もかかる。診断といふものはそういう不真面目なものではないのであります。今のお話ならば當然これは指導する、あるいはまたいろいろ援助を與えるといふ程度のものでありまして、診断といふ言葉をこの際用ひる必要はないと思つております。

す。診断といふものはもつと權威のあるものでなければ何の役にも立たないと思つております。そのほかいろいろございことについて意見があるものでありますが、根本的に御尋ねたいことがありまして、それはまず第一に今申しましたやうな点で、どうしてもこれに對して資金、資材等の裏づけのないやうなところ、中小企業に對しては、私自身未だ了解することはできません。先ほど衆議院の伊藤委員長からも同様の趣旨のお話でありました。こういう趣旨のお話があるのに對しまして、商工省といつたしましてはこの案を修正する意思があるかないか、商工大臣の御返答をお願いいたします。

○水谷國助大蔵 今の件に關しましては、先ほど來お答えした通りでございます。前田さんの非常に御熱心なる御質問ではござりますが、前の答弁をかねるわけにはまいりません。

○前田(正)委員 委員長に一つお尋ねしたいことがあるのであります。それは本審査につきまして、私たち鉄工業委員が合同審査をやることになつたのであります。先ほど申しましたやうに私たち委員の中には、これに對して異論をもつておる者が相違あります。つきましては私たちの意見を容れて、修正あるいはまた採決にわれ／＼委員が参加できるものであるかどうか、この点について委員長の御考慮をお願いしたいと思ひます。

と思ひますが、十分に御意見を御発表願ひということにはやぶさかでない考えをもつておるわけでござります。で、どうか鉄工業委員の方へも、十分に御発表願つたら結構だとかやうに考へておるやうな次第であります。

○前田(正)委員 これは実は私たちの委員の中におきましては、昨年来この問題につきまして下審査などいたしておりました。私たち自身も相當の意見をもつておつたのであります。この際、衆議院の決定によりまして、われ／＼の委員会から商業委員会に移つたといふ経緯でありまして、私たちとしてはなほだ残念に思つておるのであります。が、しかしながら一旦きまつた以上は、それに従わなければならぬといふことならばこれはやむを得ません。しかし先ほど來のわれ／＼の質問に答へる委員長の聽いていただいたおわかりの通りでありまして、われ／＼委員の各派の代表の方からこれに對しまして修正の希望が出るのであります。それらに對しまして商工当局の方からは、ほとんどこれまたそれを修正する意思はないやうな答弁が出ておるのであります。私たちの委員会にその権限がないといひましたとしても、商業委員会におかれましては、われ／＼の委員会のほとんど一致したやうな意見につきまして十分に御参照願ひたい、こう思つております。いずれまた審議の機会に私はさらに詳細なる意見を述べて御質問したいと思つております。きようはこれで終ります。

○喜多委員長 では本日は質疑はこの程度で一應打ち切りたいと思ひます。なおお諮り申し上げたいことは、商業並びに鉄工業の合同審査を一應打ち切ります。

して、衆議院の商業委員会が正式になお審議をいたしたい。しかし鉄工業の委員の御希望の方は隨意に御出席願ひまして、優先的に御発言をしていただいたら結構だ、かやうに考へておる次第であります。皆さんにお諮りいたします。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○喜多委員長 ではさうに決定をいたしまして、本日はこれをもつて散會いたします。

午後三時五十六分散會

昭和二十三年六月二十一日印刷

昭和二十三年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局